

カントリー・レポート
マレーシアにおける移民労働者の状況
概観と懸念

MTUC（マレーシア労働組合会議）は、移民労働者がマレーシアとその経済の発展に積極的に貢献していることを認識しており、移民であつて地元民であろうと、すべての労働者が公正に、品位をもって平等に扱われるべきであるという原則を固く信じている。マレーシアの法律は移民労働者を差別していないが、実際には移民労働者の権利が十全に保護されているわけではない。

移民労働者が労働組合に加入する権利は、1959年労働組合法に基づいて保証されているが、行政上の慣行や不謹慎な雇用主は、移民労働者が労働組合に加入するのを阻むことがしばしばある。

マレーシアで合法的に働いている、200万人を上回る正規の移民労働者を保護するための適切な仕組みを提供する有効なメカニズムを実現するためには、MTUCが一連の措置に着手する必要がある。移民労働者は主にインドネシア、バングラデシュ、ベトナム、ミャンマー、インド、スリランカ、フィリピン、タイ、およびパキスタンの出身であるが、東欧諸国からの移民も少数いる。

外国人労働者の中でも男性は建設、製造、サービス、および大農場で雇用されるのが通例である。また、女性は主に家庭内のメイドや飲食店の手伝い、組み立てラインの労働者として雇用されている。

地元社会との統合

外国人労働者は、地元社会には完全には溶け込んでいない。これは、彼らが別の営舎に収容されているためである。地元民は、外国人労働者は地元の女子との関係がもつて社会問題を起こすことが多いと感じている。このため、地元社会は外交人労働者に対してかなりの不信感を抱いている。外国人労働者が地元民と完全に統合している地方はごく少数である。こういう場所では、移民労働者が本国に帰った後に地元の女子が赤ん坊と共に置き去りにされるというような問題が起きる。このように、完全な統合は問題になる場合がある。ただしこのことは、外国人労働者が地元社会の仕事に参加し、地元の寺院、モスクや教会で地元民の礼拝に参加するのを阻止するものではない。

この場合、全面的に非難されるべきは、そうすることを地元でパートナーを見つけるための手段だと解釈している移民である。彼らは、滞在期間を長引かせようと意図しているの

である。強力なコネで滞在期間を何とか長引かせることができた者もある。多くは、契約期間が終了すれば、立ち去るのみである。

MTUC は、外国との移民の流れを管理するための政府対策を支持している。このことと共に、正規の書類をもたない不法外国人労働者も大量におり、彼らも雇用によって利益を得ている。

不法外国人労働者が大量にいることは、地元の賃金率、および正規の書類をもつ移民の雇用条件に深甚な影響を与える。正規の書類をもたない移民労働者はしばしば、住宅などの基本的な施設、医療、および残業代の支払い等がないままに、より少ない賃金でより多く働くことを強いられる。

MTUC は、不法労働者の雇用主が厳罰を受け、当該の不法労働者自身が人間的な処遇を受けることを期待している。

正規の書類をもたない不法労働者

「正規の書類をもたない不法外国人労働者」という用語そのものは、定義の幅が広く、国によって違いがある。

・ マレーシア

「正規の書類をもたない不法外国人労働者」には、適正な渡航書類またはマレーシアに滞在するための有効なビザを保有していないいっさいの者が含まれる。マレーシアに合法的に滞在していることの証拠としての書類をもたない難民、亡命者および人身売買の対象者は、このカテゴリーに含まれる。

．先に説明されているように、1959/63 年移民法（2002 年に改正）は、有効な渡航書類を所持していない移民に対して厳しい罰則を定めている。移民政策も、移民が労働許可証に明記されている以外の雇用主のところで働くことを禁止している。何にもまして、同法は不法外国人労働者の形式や種類をどうやって区別するかを謳っていない。

．マレーシアには、個人の旅券を他者が保有することを禁止している 1964 年旅券法があるが、同法がきちんと執行されていないため、移民の旅券は雇用主と雇用斡旋機関によって保有されている。

「不法移民」と見なされている移民の多くは、様々な理由から、正規の書類をもたない

外国人労働者になっている。

MTUC は出入国管理局の局長と会合をもち、不謹慎な一部の雇用主の犠牲となっている移民労働者の直面している問題について話し合った。MTUC は、移民労働者の問題が完全に解決するまで彼らが国内に滞在する一時許可を得られるようにするための援助も提供している。

- ・ MTUC は不当に解雇された、または賃金の支払いを受けていない、または雇用主に酷使されて職場を去ることを強制された移民労働者の訴訟を扱っている。彼らはその結果、滞在資格を失い、正規の書類をもたない不法労働者となったのである。

逮捕、拘留と国外退去

- ・ マレーシアにおける「正規の書類をもたない不法移民」に対する取り締まり

マレーシア政府（地域最大の移民受入国の1つ）は前回から2年も経たないのに、2005年3月1日、国内の「正規の書類をもたない不法移民」に対してまたしても大規模な取り締まりを行った。その標的となったのは、ビザが切れて不法滞在となっている、またはマレーシアに滞在するための有効な書類を所持していない40万人の「不法」移民である。

2002年に行われた同じような取り締まり処分では、「正規の書類をもたない」約45万人の不法移民が本国に送り返された。この試みが行われ、同期間中に「不法」移民に対して厳しい罰則が科されたにもかかわらず、マレーシアでは依然として「不法」移民の増加が見られる。2005年1月現在、マレーシアには120万人の「正規の書類をもたない」移民がいた。

「正規の書類をもたない」移民に対する取り締まりと、移民法に基づいて彼らに科せられる罰則が多く懸念を生んでいる。

- ・ 賃金の不払い

MTUC が訴訟を扱い、管理した結果、1,200人の移民がからんで提訴された600件の訴訟の内、2000年から2005年にかけて労働者の権利に対する侵害で最も多かったのが賃金の不払いで、それに不当解雇が続いた。このことは、マレーシアの下請け労働制度には労働者に支払いを行うという文化がないことをはっきりと露呈している。

労働裁判所での訴訟の審理を継続することを目的としてマレーシアでの滞在を合法化するため、正規の外国人労働者の雇用主はビザの保有を認められていない。

126名のバングラデシュ人労働者のかかわった集団協定による賃金の不払いを扱った画期的なある事件で、マレーシア上訴裁判所は外国人労働者には地元労働者と同一の権利があるとする判決を出した。

標準化された雇用契約

最初に直面した問題の一つは、雇用契約が存在しないことであった。家内労働者にも、契約がある者となない者があった。労働者の中には、こうした契約があることさえ認識していない者があった。

マレーシアではフィリピンとの覚書（MOU）で、雇用契約が雇用斡旋機関に任されていることが定められている。

MTUC は現在、国際機関の援助を得て、家庭内のメイドについて調査し、これを組織するための正規職員を雇用している。

マレーシアでは移民労働者の呼び込みが野放しになっており、そのため、多数の外国人労働者がマレーシア国内で雇用を見つけられずに途方に暮れ、トラブルに陥ることになる。このため MTUC は最近、移民労働者の呼び込みは「中間業者」または代理人を通じてではなく政府レベルで行われるべきであり、免許をもった雇用斡旋機関でさえ、移民労働者を呼び込むことを許可されるべきではないと提案した。免許をもった雇用斡旋機関が移民労働者の呼び込みを行うことを許可されたら、彼らがこの業界を独占し、制度を濫用しようとする危険がある。

外国人労働者が直面する問題の数が増していること、また、外国人労働者の存在が地元民や賃金システムに及ぼす影響に鑑み、MTUC はワークショップを企画・開催した。このワークショップには労働組合員が出席した。最近では NGO さえも移民労働者の問題に関わるようになっており、今年の初頭には政府当局、国際機関、および様々な国々の大使館高官（訳注：この文には主語だけで動詞がない。おそらく「も出席した」というような内容が抜けているのだと思われます）。

マレーシアで発生しつつあることが明らかにされ、解決すべきいくつかの懸念は以下の通

りである；

- ・ 政府の移民管理政策は場当たりのである。国が頻繁に政策を変更することが明確さの欠如、様々な利害関係者による政策の濫用につながり、移民労働者がますます攻撃されやすくなるのである。
- ・ 移民労働者に対して発効される労働許可は、移民労働者が1件の雇用主に雇用されることだけを許可している。この政策は、労働者が別の仕事に移ることができず、ひいては酷使や搾取を受けやすくなるため、一種の奴隷労働契約を作り出す可能性がある。
- ・ マレーシアでは雇用が行われると契約が置き換えられるため、労働条件が抜本的に変更され、賃金が引き下げられる。マレーシアへの到着直後に労働者に提示される契約が、労働者の本国出発前に合意された契約よりもかなり条件が悪くなっていることはしばしば観察されてきた。
- ・ 労働者が賃金の不払いに対する補償を求めたり、その他の形式の労使紛争または酷使に対する訴えを提起したりする場合、雇用主は労働許可を取り消してこれに報復することが多い。その結果、移民労働者はマレーシア国内における資格と滞在権を失う。ビザがなければ、労働者は裁判所での訴訟を継続することができない。労働者が訴訟を完遂できるようにするために出入国管理局が与えるのは、1ヶ月間100.00マレーシア・リングットの3ヶ月間の特別許可だけである。労働者は、この許可に基づいては働くことができない。
- ・ 差別的で移民労働者の一定の権利を奪い、国内労働者に比べて移民労働者を不平等な立場に置くサブ政策や法律が多種多様にある。
- ・ 妊娠テストやHIV/AIDSテストを含めて15種類の病気にかかっていることを根拠に強制的に行われる国外退去テストが雇用の安全を脅かし、移民労働者に対する差別と彼らが受ける汚名を増大させている。
- ・ 移民法（特に第6条）は、鞭打ちと禁固刑を含めた罰則を定めている。同法は行政的な問題のかどで移民労働者を有罪とする。移民労働者は、弁護士をつけたり、正当な法的手続きに頼ったりすることがなかなかできない。

基本的権利

我々は、移民労働者は平等な権利と尊厳をもった労働者であることを認識している。こうした権利は法律と政策で守られなければならない。こういった法律と政策を様々な機関が有効かつ正しく執行しなければならない。移民政策の主要原則には、差別を行わないこと、また、国内労働者も移民労働者も同じく平等に処遇すること、移民労働者の基本的人権と労働権を尊重すること、正規の資格においても変則的な状況においても移民労働者を保護すること、および政府、雇用主、労働者、NGO およびその他の市民社会の代表の間で定期

的に協議を行うことを含めるべきである。

MTUC は 1949 年移民労働者条約（改正）（第 97 号）全ての移民労働者とその家族の権利保護に関する国際条約の批准を積極的に促進し、ILO の移民労働者行動計画を支持すべきである。

MTUC の措置

上記に基づき、MTUC は以下を決議する：

- ・ 移民労働者に対して、その権利と尊厳に対して必要とされるすべての保護を与えるための措置を実行する。
- ・ 移民労働者を組織化する。
- ・ マレーシアにおける移民労働者の在職期間を快適で平和的かつ生産的なものとするために、地元の労働組合、宗教的慣習、タブー、労働倫理等の紹介など、彼らに適切な知識を提供する。
- ・ 移民労働者がより良い労働環境と利益を得られるようにするためだけでなく、彼らが最終的に帰国する時により良い訓練と技能を得ていられるようにするためにも、技能の向上機会を提供する。
- ・ すべての産業の実質的な労働力需要をモニターし、政府と緊密に協力して、どの産業においても労働力の過剰供給が行われないことを確保する。
- ・ 正道から外れた問題の多い雇用主を特定し、当局が彼らに対して利用可能なあらゆる懲罰措置を取ることを奨励する。
- ・ 移民労働者の送り出し国の大使館および国内労働組合と緊密に協力する。
- ・ 弁護士会および NGO と共に特別委員会を設け、移民労働者を差別し、移民労働者の基本的労働権を否定するすべての法律を見直し、法改正を行うべき分野、および包括的な労働移民の発展と管理政策の策定を目指して努力する。
- ・ 移民労働者の送り出し国の国内労働組合センターと共に、覚書（MOU）および契約の見直しを行う。
- ・ 移民労働者を募集し、雇用するための MOU と契約の標準モデルを案出する。
- ・ 労使紛争訴訟または虐待の訴訟を行っているすべての労働者が訴訟の決着まで国内に滞在して働けるようにするために、所管の政府機関と共に TS（一時滞在）ビザの発行を主唱する。
- ・ 家内労働者に特に焦点を絞る。家内労働を労働として認識するため、標準的契約を策定するため、また家内労働者を組織化して組合を作るために、雇用法の改正を提案する。
- ・ 国が差別を行わないことを確保するために変更を行う。
- ・ 本国送還の見直しを行う 本国送還の行われている態様に懸念がある。

- ・ 変則的状況に置かれている難民と、正規の書類を持たない不法労働者を保護する。根本原因を解決しなければならない。
- ・ 被雇用者と雇用主から抛出を得る社会保障のメカニズムを確立する。
- ・ いっさいの課徴金の支払いは雇用主が負担するという原則を主唱する。
- ・ 労働力の移動と管理に関する政策を見直すために三者評議会を設立する。
- ・ 移民労働者に関する法的な労働条件を執行するために、労働検査業務を強化する。
- ・ 地元労働者と差別のない、移民労働者のための EPF（被雇用者積立基金）を再導入する。
- ・ 鞭打ちや杖で叩くなどの体罰を廃止する。
- ・ 移民労働者の社会的イメージを高める。
- ・ 男女を問わず、特定の職業および特定の産業に就労しているすべての移民労働者に特有のリスクに対処し、特に 3k（汚い、屈辱的、危険）職業、および家内業務や非公式経済で働いている女性に重点を置く。

送り出し国における労働組合による措置：

移民労働者の送り出し国の労働組合は、以下を決意する：

- ・ 自国政府が移民労働者の権利を保護する ILO 条約を批准することを奨励する。
- ・ 労働者募集機関の廃止を含めて、政府が労働者募集に関する二国間協定の交渉を行うことを奨励する。
- ・ 移民労働者が受入国の既存の労組に加入することを奨励する。
- ・ 政府、NGO およびその他の利害関係者は移民労働者の権利を促進するために、緊密に協調し、協力すべきである。
- ・ 移民の問題に対応するために、ILO 条約と国連条約に基づいた規制の枠組みを主唱する。
- ・ 詐欺行為、不正行為、および移民労働者に対する嫌がらせを減らすため、送り出し国と受入国の双方において労働力募集機関と雇用斡旋期間に対するモニタリングを奨励する。
- ・ 移民労働者が本国を出発する前に、権利と社会についてを基本とする訓練を実施する。
- ・ MTUC 内部における作業により、移民労働者が本国を出発する前に教えるべき学習単位を策定する。マレーシアの雇用法のもとでの役務の条件を移民労働者の国語に翻訳すべきである。
- ・ 移民労働者の送り出し国と受入国の労働組合をネットワーク化し、情報交換を行うためのシステムを開発する。
- ・ 外交関係に適用される送り出し国の原則である「柱」を政府が確定することを奨励する。

作成者：A・バラスブラマニウム（A. Balasubramaniam）

マレーシア労働組合会議副議長